

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成31年4月4日 13時00分ごろ
発生場所	長崎県長崎市脇岬港 脇岬港北防波堤灯台から真方位315° 180m付近 (概位 北緯32° 34.9′ 東経129° 47.1′)
事故の概要	押船第八英丸は、クレーン台船第60上英号と押船列を構成して係留中、火災が発生した。
事故調査の経過	令和元年5月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第八英丸、19トン 292—43646長崎、株式会社上滝 B クレーン台船 第60上英号、約1,815トン なし、株式会社上滝
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 通風機等に焼損 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船首部をB船の船尾部に嵌合して押船列を構成し、係留していた。 船長及び乗組員は、B船の食堂で休息を取っていたところ、A船の操舵室付近から黒煙が出ているのを認めた。 船長及び乗組員は、A船に向かい、操舵室後方の機関室囲壁上面左舷側に設置された機関室用の通風機（以下「本件通風機」という。）に火炎を生じて本件通風機の下にある機関室の左舷主機に延焼しているのを認め、持運び式粉末消火器と放水で消火活動を行って鎮火させた。 A船は、本事故後、船長らが確認したところ、本件通風機の焼損が激しく、本件通風機のプラスチック製カバーが溶損して機関室に落下し、左舷主機の過給機の吸気側のフィルタ及び同主機の吸気管のゴム製の継ぎ手が焼損していた。 本件通風機は、本事故発生の約3年前に設置された。 A船は、本事故当時、両舷主機を停止し、配電盤の電源が入っていなかったため、本件通風機に通電されていなかった。 A船では、定期的な絶縁抵抗測定が行われていなかった。

	機関製造会社担当者は、本件通風機が漏電して出火した可能性があると推察した。
分析	A船は、B船と押船列を構成して係留中、本件通風機から出火したものと考えられるが、出火した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、A船が、B船と押船列を構成して係留中、本件通風機から出火したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定期的に電気配線の絶縁抵抗を計測するなどの点検を行うこと。